

財政援助団体等監査指摘事項

監査対象機関名	社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会
監査実施年月日	令和2年10月9日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>社会福祉協議会に対する令和元年度の補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告の提出日が令和2年5月28日付となっているのは補助金交付規則第15条の事業完了後1ヶ月以内に提出しなければならないと定めている規定に反している。 ・実績報告に補助対象経費として認められていない退職手当積立金428,640円が含まれていた。 ・小地域ネットワーク活動推進事業及び日常生活自立支援事業の実績報告書については、事業実施状況を確認する資料が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度分から補助対象事業の実績報告を期日までにするよう指導しました。 ・退職手当積立金については実績報告書に記載する必要のない内容でした。今後は適正な実績報告書を提出するよう指導しました。 ・事業実施状況を確認できる資料を添付し、実績報告書を提出するよう指導しました。